

### 松くい虫防除事業を実施します 〜東京都の松枯れ予防重点地域として〜

市では、森林環境の保全と松くい虫被害の拡大防止を図るため、公益的機能の高い保全すべき松林を対象に、松くい虫防除事業を実施しています。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

**実施場所** 花木園、梅の公園、小曾木山林、常福寺山林、吉野山園地

**内容・時期** 薬剤樹幹注入（予防）・2月、伐倒くん蒸（駆除）・3月予定

**その他** 作業は、松の専門家である松保護士、農業管理指導士、樹木医が監理・監督して行います。

※松くい虫被害（マツ材線虫病）は、マツノザイセンチュウという小さな線虫が、松を弱らせ、枯ら



せてしまいます。また、この線虫を健康な松に運び、病気をまん延させる媒介役となっているのがマツノマダラカミキリです。感染した松や産卵された松は、枯れてしまうほか、感染源として被害拡大の要因となります。

**問い合わせ** 農林水産課林務水産係

### シイタケ栽培講習会

**日時** 2月16日（土） 午前10時〜午後1時

※雨天時は2月17日（日）

**会場** 花木園（小曾木4-2615-1）

**対象** 市内在住者

**内容** 原木の穴あけから、種ゴマ（シイタケ菌）の打ち込み

※種ゴマを打ち込んだほど

**費用** 2千500円

木5本を持ち帰れます。※ほど木は、放射性セシウムの検査を行った安全なものを使用します。

**指導** 青梅市の生産振興会

**定員** 70人（抽選）

※申込多数の場合は、抽選により決定し、抽選結果を通知します。

**申し込み** 1月25日（消印）までにハガキに住所氏名、電話番号を記入し、〒198-8701青梅市農林水産課「シイタケ栽培講習会」担当へ

※1世帯につき1通

**問い合わせ** 農林水産課農政係

### 農業体験農園「並木農園」利用者募集！ 〜野菜づくりをしてみませんか〜

**農業体験農園「並木農園」**では、利用者を募集します。

農業体験農園とは、市民農園のような区画貸しの農園ではなく、農園主の指導のもと野菜づくり（無農薬・無肥料の自然栽培）が体験できる農園です。

**募集区画** 13区画

※1区画約30㎡

**利用期間** 3月〜平成32（2020）年1月31日

**費用** 1区画3万7千800円（税込）

**注意事項**

▼車の来園は不可

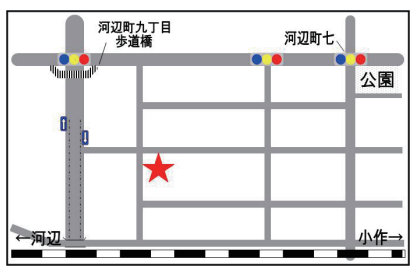
▼応募者多数の場合は、抽選となります。

**申し込み** 1月31日（消印）までにハガキに「並木農園利用希望、住所氏名、電話番号を記入し、〒198-8701青梅

場 河辺町7-3-5

市農林水産課へ  
※氏名は略さず正確に記入してください。

**問い合わせ** 農林水産課農政係、農園主（並木）  
24-0601



### 市職員を騙った 医療費、保険料の還付金詐欺に注意！

「保険料の〇〇です。払いすぎた保険料をお返しします。」以前通知した還付の件で、期日が過ぎても手続きがされていません。今ならまだ間に合います。

こんな電話がかかってきていませんか。

市役所の職員を装い、電話で保険料の払い戻しや医療費の還付など言

「自分は大丈夫、騙されない」と思わないでください。

最後には信用させられてしまいます。

「自分は大丈夫、騙されない」と思わないでください。

また、「なんだか変だな」と感じた時は、一人で考えず、すぐに家族や友人、警察、消費者相談室に相談してください。

**消費者相談室** 22・6000（相談専用）

**相談日時** 月〜金曜日 午前10時〜正午、午後1時〜4時

※第2・4火曜日は午後6時まで

※祝日を除く

**問い合わせ** 市民安全課 市民相談係

### 国民健康保険税と 後期高齢者医療保険料の納付

75歳以上になると、国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療保険に加入することとなります。

これに伴い、世帯主が75歳になった世帯で、世帯内に国民健康保険加入者がいる場合、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の両方の支払いが必要

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の支払い期間が重複（支払金額が増加する場合があります）しますが、二重徴収ではありません。

例…世帯主および配偶者の2人世帯で、世帯主のみが1月で75歳になる場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
世帯主…保険税および保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●
配偶者…保険税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険税…21か月分を8回に分けて納付	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—
後期高齢者医療保険料…3か月分を1回で納付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8期	—

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の支払い期間が重複（支払金額が増加する場合があります）しますが、二重徴収ではありません。

### 限度額適用認定証の交付申請 標準負担額減額認定証

問い合わせ 保険年金課給付係

通院や入院した場合、各医療機関に支払う医療費の自己負担額を適用区分（年齢と所得により区分が分かります）に応じた限度額まで、また、市民税非課税世帯の方は入院時の食事負担額についても減額された額での支払いで済む制度があります。この制度を受けるためには、医療機関へ認定証の提示が必要となりますので、保険年金課（市役所1階）へ申請してください。

なお、世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、区分判定ができませんので所得の申告をしてください。

#### ① 70歳未満の方

- ▶ 1か月の医療費の自己負担限度額・1食あたりの入院時食事負担額（表1）
- ▶ 70歳未満の方が保険税を滞納している場合は「限度額適用認定証」を交付できません。「限度額適用認定証」を利用できない場合、高額療養資金貸付制度がありますのでご相談ください。

#### ② 70〜74歳の方

- ▶ 1か月の医療費の自己負担限度額・1食あたりの入院時食事負担額（表2）

表1 70歳未満の方

適用区分 (世帯内の国保加入者の年間所得合計)	1か月の医療費の自己負担限度額	入院時 食事負担額
901万円を超える世帯、所得の申告をしていない方がいる世帯	252,600円+（医療費-842,000円）×1% ※4回目以降140,100円	460円
600万円超〜901万円以下の世帯	167,400円+（医療費-558,000円）×1% ※4回目以降93,000円	
210万円超〜600万円以下の世帯	80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※4回目以降44,400円	
210万円以下の住民税課税世帯	57,600円 ※4回目以降44,400円	
市民税非課税世帯（擬制世帯主含む）	35,400円 ※4回目以降24,600円	210円 160円（注1）

注1 過去1年間の入院日数が91日以上（非課税世帯の期間のみが対象）で、申請して長期認定を受けた方。  
注2 適用区分が「現役並み所得者」および「一般」の方は、高齢受給者証が認定証の代わりになりますので、「限度額適用認定証」を申請する必要はありません。

表2 70〜74歳の方（平成30年8月1日以降）

適用区分	1か月の医療費の自己負担限度額		入院時 食事負担額
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者(注2)	252,600円+（医療費-842,000円）×1% ※4回目以降140,100円	460円	
現役並み所得者II	167,400円+（医療費-558,000円）×1% ※4回目以降93,000円		
現役並み所得者I	80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※4回目以降44,400円		
一般(注2)	18,000円 年間144,000円		57,600円 ※4回目以降44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円	210円 160円（注1）
低所得者I	8,000円	15,000円	100円